

## 教育委員会 平成20年度7月定例会会議録

平成20年7月23日（水）鎌倉市役所 402会議室

9：30開会、11：00閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、梅津委員、宮崎委員、熊代教育長

（会議経過）

**藤原委員長** 定足数に達したので、委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を梅津委員にお願いする。

日程に従い、議事を進める。

### <日程第1 報告事項>

**藤原委員長** 日程第1 報告事項に入る。

#### 1 部長報告

**教育総務部長** 市議会6月定例会は、6月11日から6月26日まで16日間の会期で行われた。

一般質問は11日、12日に行われ、教育総務部関連については6名の議員から質問があった。主な質問としては、教育支援という観点から「学校と地域、専門機関との連携について」、それから、2点目として「教育センターが行っている相談業務について」、3点目として「学校のアレルギー疾患に対する取組について」、4点目として「教育関連法規の改正と教育進行基本計画への対応について」、5点目として「学級支援員、学校介助員の充実について」などがあった。

文教常任委員会は6月16日に開かれ、5件の報告をした。その内容は、まず最初に「第二中学校改築基本計画（案）について」、次に「御成小学校校舎等の取得について」、3点目として「心のふれあい相談員の活動報告について」、4点目として「スクールアシスタントの活動実績報告について」、5点目として「学校教育問題対策委員派遣実績報告について」があった。

**生涯学習部長** 部長報告は2点あって、1点目は市議会6月定例会の生涯学習関連の概要について報告する。

一般質問が2名の議員からあった。鎌倉同志会の前川議員から、鎌倉の青少年の健全育成について、青少年問題協議会の今後の開催予定と、青少年課の組織のあり方について、また青少年育成プランの策定の取組状況についての質問があった。

青少年問題協議会については、今後それを開催していく予定であること、青少年課の組織については、行政改革の検討の中でその検討を進めていきたいとお答えしており、青少年育成プランの策定の中では、前段階として市内の青少年、約3,000人を単純無作為抽出してアンケート調査を行い、総合的な観点からの生活実態について調査をし、それを青少年健全育成プランに反映していきたいと答弁している。

また、神奈川ネットワーク運動・鎌倉の三輪議員から、埋蔵文化財の保存、管理ということで、世界遺産登録を進めていく上でのコア遺産について、発掘調査等をやっていた経過があるかということで、いくつかの発掘調査の経過について報告した。

文化財保護法の第93条では、地面を掘る場合は届出をしないとイケないわけで、届出を受ける人的体制の取組状況と、その届出がなかったときの指導はどうなるかというご質問があって、若干件数が増えている中で、窓口での届出の受付状況については、中の組織体制を検討していきたい、また、法令に基づく届出に怠りがあった場合には、具体的な罰則規定はないものの、きちんと届出をするようにホームページ等、その他チラシ等を用意して周知を図っていきたいと答弁している。

また、6月16日の文教常任委員会では、6月の教育委員会定例会でご報告した鎌倉美術館の整備方針の基本な考え方等について報告したが、特に質問等はなかった。

最後に文教委員から、大町六丁目の釈迦堂に抜けていく手前の埋蔵文化財の発掘調査の取組状況についての報告が求められた。その場所は約4,000㎡の開発計画があるところで、過去において青磁の器が3点出土され、それが国の重要文化財の指定を受けて国立博物館に展示されている。北条時政邸との伝承もあり、開発計画に着手する前に、市として学術的な調査に着手していきたい旨の報告をした。

もう1点は、姉妹都市敦煌から中学生の友好訪問団が7月16日から7月20日まで鎌倉市にホームステイをした。中学生の交流事業ということで、玉縄中学校に全面のご協力をいただき、玉縄中学校の卓球部とそう曲部と敦煌の24人の友好訪問団の中学生たちが交流授業をした。大変暑い中、活発な交流授業になって、お帰りになる前に19日はレイウエル鎌倉でお別れ会を開催したときも、中学校の生徒さんたちが来て、実りのある友好交流授業ができたと思っている。

## 2 課長等報告

### (1) 行事予定（平成20年7月10日～平成20年8月9日）

（これまでは、各部から報告を受けていたが、行事予定は議案集に記載していることから、今回から、あえて報告という形はとらずに各部から、特に伝えたい行事等があれば行うことを出席委員に諮り、異議なく了承された。）

**教育センター所長** 教育センターで、7月14日にコンプライアンス研修会を七里ガ浜小学校で開催予定だったが、講師が急病されて、この研修会については2学期以降に延期にした旨を報告する。

**生涯学習部長** 生涯学習部関連については記載のとおりで、特になし。

行事予定報告に対する質問・意見 な し

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

<日程第2 議案第11号>

教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

**藤原委員長** 日程第2 議案第11号「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 本件は、平成19年12月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、第27条に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と新たに規定されたことに基づき、鎌倉市教育委員会として点検及び評価に関しての実施方針を定めるものである。点検及び評価の対象とするものは、鎌倉市において毎年度実施している「事務・事業評価」を対象とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条第2項の「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」という規定に基づき、3名の「点検及び評価に関する有識者」を置き、その意見を聴取することとする。教育委員会は、有識者の意見を聴取した後、点検及び評価を行い、その結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、常任委員会において報告する。また報告書は、市民に公表するものとする。

点検及び評価の今後の流れとしては、この後、3名の有識者を委嘱し、意見聴取を行い、報告書を作成し、10月の教育委員会定例会に報告し、その後、議会へ報告書を提出し、市民へ公表したいと考えている。

本市では、前年度の事務事業について点検及び評価を実施するため、本来だと、9月議会において報告すべきところだが、平成20年度については、点検及び評価の実施方法等について県や各市町の情報を収集することに時間を要し、実施時期が遅れたことから、12月の常任委員会へ報告することとする。

平成21年度以降は、8月の教育委員会定例会へ報告し、9月議会へ報告書を提出していく予定としている。

質問・意見

**藤原委員長** 事務事業評価シートは具体的には、どういう内容か。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 予算をベースとした評価を毎年、市長部局並び教育委員会も含めて評価シートを作成している。予算をベースとして、総合計画の基本計画を推進するために、事業別予算の事業を対象とした行政評価を実施していくものである。教育総務部としては現在30事業、生涯学習部としては22事業、合計して52事業を評価しているものである。

**藤原委員長** 教育財政の支出が適当であったかどうか、学校評価をして予算が組み立てられているのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 予算ベースのことなので、学校評価とは直接結びつくものではない。

**藤原委員長** 例えば、教育センターや教育指導課でいろいろな催し、研修、研究をして、その成果があったかどうか評価がされないと次年度の事業予算が立てられない。その辺はどうのように導入されているのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** この評価そのものは、それぞれ予算ベースの事業ごとに内部的に評価を下している。毎年度、予算の執行、あるいは事業の執行状況については把握できているものと理解している。

例えば、学務課が所管している就学事務という事業では、給付する奨学金を定めているが、学校長、教頭の意見を聞きながら、連絡、連携の方法に工夫を加えつつ、指定校の変更や区域外就学等の就学事務の適切かつ迅速な対応を図っていく必要があるだろうというような問題点を挙げて、その後解決方法、今後の方針等についても述べ、その内容を更に課長並びに部長が内部的な評価を下している。

**熊代教育長** 例えば、今は部長から最終的に、これは良かった、こうした方が良いという評価が出る。今度は有識者、いわゆる大学の教授や教育委員会関係、保護者の3人がそれを見て、いや違うのではないかと、ここはもう少しこうしたらいいのではないかと、深く掘り下げてやってもいいのではないかと評価してもらおう。つまり内部評価をして、外部評価を有識者にしてもらい、それを議会等に報告する形になる。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 流れとしては、外部のご意見をいただくということは、神奈川県が既に実施している。教育長が申し上げたように、もっとこのように改善した方がいいのではないかとか、この事業はもっと別の方向に進めたほうがいいのではないかとというご意見を外部の有識者からいただく。教育委員会は、内部評価はしているが、さらに外部のご意見をいただいて、今後の進め方を整理していくことが、最終的な点検及び評価になると考えている。

**藤原委員長** つまり、自己評価と第三者評価に分かれているということか。これは、第三者

評価の部類に当たるのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** そのとおりに理解している。

**藤原委員長** 教育委員会の皆さんが日ごろから一生懸命仕事に取り組まれている様子を見てきたが、その結果を減点主義という観点だけで評価をしていくのは問題があるのではないか。失敗できないというプレッシャーで、創造性や独創性が失われていくということも懸念される。ある程度失敗をしても再チャレンジできるような幅を持って評価していくことも必要ではないか。

**教育総務部長** 教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価について、この基本資料として事務事業評価を使いたいということである。その事業評価の評価シートについて、資料を用意しているので後ほどお配りしたい。

この事務事業評価は全市的な事業で、先ほども申し上げたとおり、内部評価のほかに外部評価をやっている。ただ、350を超える事業の外部評価は、実際にはすべてにわたってはできないので、毎年幾つかの事業をとらえて抽出し、その項目を外部評価をしていくことになる。今回、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検は、外部評価をして有識者の意見を踏まえた上で、もう一度教育委員会として評価して、議会に報告する。ただし、事務事業評価は、事務の効率化、費用対効果を中心とした評価である。教育委員会の評価は、費用対効果だけではなく、教育全般にかかるので、おのずと視点が違ってくると理解をしている。

**宮崎委員** いただいた評価シートは、いま一つピンとこない。私がイメージしていた評価シートと違う。先ほどの52事業を対象に、各事業について費用対効果を中心に評価するが、教育委員会は費用対効果という視点だけではなくて、別な観点を含めて評価をする。その辺がこれでは見えないので、ご説明をいただきたい。

これとは別途に、例えば52項目の一覧表になっているシートがあるのかないのか。そういうことをイメージしながら、そのシートを見て意見を述べたい。そういうシートはないのか、これから作成するのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 52項目については、もちろん一覧表を掲げる。これはまだ外部の方にきちんとお願いしていないが、52項目すべてはなかなか難しい部分も当然あると思う。重点事業、あるいは全体を見ていただいた中で外部の方に確認していただきたい、それぞれの事業についてご判断いただく。つまり52項目すべてではなく、その中の10項目であるとか、15項目であるとか、抽出した形で、さらに詳細なヒアリングを受けながらご意見をいただくという形になっていくのだろうと考えている。

**宮崎委員** この制度は、冒頭にどういう位置づけで行われるのかの説明があったかと思うが、いま一つ頭に入らなかったなので、その位置づけについてを再度ご説明いただきたい。

52項目、市全体としては350事業にわたるという話だが、現在その項目を抽出中な

のか。いただいた評価シートを見ると、創意工夫についての点検項目という理解ができると思うが、その52項目がどういう状況になっているのか、もう少し知りたい。例えば、少人数の学習にどういう効果があったか、そういう観点からの項目のピックアップはあるのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 位置づけの話は、前段にご説明したとおり、教育基本法の改正があって、その後に教育三法といわれる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年12月に改正された。教育委員会はこれまで外部の評価を受けていなかったもので、第27条が新たに加えられ、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その状況に関する報告書を作成しなさい、更にこれを議会に提出して公表していきなさいという項目ができた。

その評価については、外部の教育に関する学識を有する者の知見の活用を図るものとするという規定が第27条に盛り込まれ、この条項に基づいて、今回こういったことを鎌倉市でもやっっていこうということである。

平成19年12月にこの条項ができたころから、全国の各都道府県の教育委員会、各市町村は、どうやっていくのか検討してきた。我々としても県並びに県下の情報を収集し、検討してきた。やり方については具体的な方針は一切示されておらず、それぞれの市町村独自のやり方でいいというのが国の考え方である。そのやり方にしても、新たに何かを項目立てて評価の対象としなくてもいい、既に何かをやっているものがあれば、それをもとにしても構わないというのが、国から示されている方針である。

直近では、神奈川県が、神奈川教育ビジョンをもとにして点検・評価を行っている。それを参考に鎌倉市の教育プランで点検・評価を行おうと考えたのだが、鎌倉市の教育プランは学校教育の関係が中心になっており、教育委員会の事務の管理及び執行の状況からすると、全体を網羅できないだろうと踏まえ、全体の事務事業を取り扱っている今回の事務事業評価シートをベースにして取り組もうとしたという経過がある。

お渡ししたものは、学務課が所管している事業の一つで、教育総務部としては30事業ある。生涯学習部として22事業あり、合計52事業、この一覧表もそれぞれ整理して、改めて資料をお出しするという事によろしいか。

**宮崎委員** 検討中の資料をいただくようお願いしたい。評価項目を先ほどからお聞きしているわけだが、評価項目のジャンルというかカテゴリーが、スタートにはとても大事だろうと思う。国としては市町村独自の考え方でやりなさいということだから、教育にかかわるあらゆるジャンルを対象にしても構わないはずである。ご説明を聞くと、教育総務部関係が30事業、生涯学習部関係が22事業で、教育指導課がなぜジャンルとして落ちてしまうのか。事務事業の執行状況の評価をしなさいということなので、学校教育現場での教育の進行状況というか成果は、評価の対象とならないとお考えなのではないか。つまり、どのようなジャンルを対象としてお考えなのか。それぞれのジャンルがあって、それが何項目になるという話の順序になっていくのではないだろうか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 全体表をお示ししていないので、わかりづらくて申し訳な

いが、私ども教育総務課としても、もちろん教育関連で30項目は入っているし、先ほど言った学務課での就学援助事務の関係もある。あとは教育センターがやっている教職員の研修の関係もある。教育指導課では学校教育に関する特別支援学級の関係であるとか、教育委員会が所管している事業予算すべてがこの中に入っており、それが30項目ということである。その一覧表は今、お示ししたい。

**宮崎委員** 概要は大分わかった。あとはシートを見て、この辺は少し落ちているのではないかと申し上げるかもしれない。その辺は十二分にピックアップされているものであってほしい。

さて、そのシートが出来上がって、その次に大切なのが、先ほどの話だと、まず内部的な評価を行うということだった。次に専門の外部委員に内部評価も含めて、ご自分の目と普段収集しておられるであろう教育の状況の把握、その辺をもとに評価がなされるだろう。ご説明を受けてそのような印象を受けるのだが、そういうやり方で、本当に実態に則した客観的な評価ができるかどうかが一番問題になるだろうと思う。それはこれからやることだから、今いろいろ心配ごとを言っても仕方ないかもしれないが、どうもその構図だけを聞いただけでは、この法律が目指している客観的な鋭い評価が出来るのかどうか。鋭い評価があって初めて、その次の改善なり、改革なり、教育行政の進展につながっていくわけだから、その評価がよいものでなければ意味がないわけである。そこについてのポイントは何かお考えはあるか。そこを一つお聞きしておきたいと思う。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 私どもも初めて実施する点検・評価なので、どのような形で進めていこうか、まだ模索しているところである。そういった中で、最初にお渡しした学務課の就学事務の資料だけ見ても、予算の話、運営状況とか、先ほど教育総務部長も申したように、少し教育的な視点からずれて、直接的なものでない部分がある。むしろその中身について、今度の外部委員がどのようなお話をされるかはわからないが、私どもとしては52項目すべてをやっていただくよりは、重点項目の中で、今ご覧いただいている教育総務部30事業、例えばその中の10項目くらいを選んで、それをまた深く掘り下げていただく。先ほど言った、我々がヒアリングを受けるとか、あるいは新たな資料を提示するとかしながら中身を見ていただく。そうした中で、客観的な評価に結びつけていければ良いと考えている。

**宮崎委員** 大変失礼な言い方かもしれないが、行政が考えることは、大体そういうことなのかなと思う。それは立派な回答かもしれないし、大体正しいやり方かもしれない。大変申し訳ないが、今のシステムを聞いていると、やや形式的にこの評価制度が流れるのではないかという危ぐの念を持たざるを得ない。

内部評価をして、その上で、外部の3人の学識者に外部評価をしていただいて、最終的な結論的な評価を出すということだが、一見、合理的で正しいシステムのように見えるが、実態をどれだけ踏まえて、鋭く客観的な評価をするのがどこの部分でどのようになされるのかを考えると、外部評価のところでは専門家の方々に委員を頼んで意見を求めても、現場の実態を踏まえた評価に必ずしもならない。学識経験者の方々の学識は、活用すべき点はい

っぱいあるが、こういう評価のところ、果たしてどれだけ期待できるのかという疑問を直感的に持っている。

次の問題は、内部評価はどうかということなのだが、さて、どうだろう。皆さんが自分で実施している事柄に対して鋭い評価ができるだろうか。失礼な言い方であると繰り返し申し上げるが、私はそこのがどうしてもふに落ちない。何かいい方法がないかと考えてみると、例えば学校評議員がある。そういう方々を一人でも多く評価の段階に入れて、意見を聞く方がどれだけ有効な見方が出てくるだろうという気がする。あるいは、新たに教育行政、評価モニター制度というか、そういうものを市民レベルで、日常的に教育を観察し研究していらっしゃる方、それらの学校の現場の評議員の方々とかぶるかもしれないが、そういう方々、それから、学校評議員とは少し離れた立場で教育を眺めていらっしゃる市民の力、そういった力をシステムの中にどのように取り入れるかという視点が、とても大切ではないかと思う。全体の構想はかなり固まっているのであろうが、いま一度、より実効的な評価が期待できる体制づくりを、基本的なところから再検討していただくことが必要ではないかというような気がする。

先ほど、評価項目のジャンルのことを申し上げたが、いただいたこのシートを見れば、例えば、少人数学級の効果がどうかということが評価項目にのっていない。そういう落ちこぼれもあるし、それから、大分県教育委員会の腐敗、墮落ぶり。その辺は私たち教育委員、あるいは教育問題を一生懸命考えている国民からすると、せつかくこういう評価システムができたときに、そういった犯罪行為は評価しようと思っても出てこないわけで、その辺を見抜けるまでの評価システム、これをせつかくやるなら私は期待したいと思う。大分県は特殊なケースだから、そういったことを想定しながらシステムを考えるということは必ずしもまっとうなことではないかもしれないが、現下そういう問題が起きているわけだから、教育行政全般を評価するという新しいシステムであるなら、そういう水面下に隠れた、汚らわしい実態もあわせて、その他の様々な教育の項目と一緒にチェックできるようなシステムになってほしいと願うわけである。

あれこれ申し上げたが、今の体制でよいとおっしゃれば、それはそれで基本的な枠組みでよいとしても、よりの確な評価ができるような、血の通ったシステムに仕上げられるように検討していただきたい。それから、繰り返し申し上げるが、評価項目も、今、一つ二つ申し上げたが、一般的な市民の感覚として教育評価をする場合に、この評価で足りているのか、必要最低限度でさえ足りているのか。それで足りていなければ、やはり問題ありと言わないとならないが、私から言わせるとジャンルで少し落ちているのがあると言わざるを得ない。そこをを重ねて再検討いただければと思う。

**藤原委員長** 文部科学省からは大体3人くらいという指示が出ていたと思うが、これは採決に入らずに再検討するということにしたら、時間はどうか。平成20年のこの評価の流れを拝見すると、7、8月には有識者を選定しないといけないのだが。

**教育総務部長** まず、この評価の視点、観点だが、教育委員会自体がレイマンコントロールというか、市民の視点、また保護者の視点を大切にしていけないと思っている。そういった観点から、有識者の構成についても、有識者の中に保護者、PTA関連の方な



どに入っていて、市民の視点を大切にしていきたいと考えている。

また、項目の中で落ちているものがあるのではないかというお話だが、項目については、市が行っている事業のすべてを網羅するという前提がある。先ほどお渡しした一覧表の中では、なかなか具体的な事業項目名だけ見てもわかりにくい部分があると思うが、先ほどお話のあった少人数学級の問題についても、この一覧表で言えば15頁の下から8行目くらい、教育総務の23番、窓口の教育指導事業の中に少人数授業の件も具体的に入っている。その評価の方法、最終的な目標値をどうするのか。その年度その年度の実績がどこまで上がったかといった問題については、事務事業評価シートはあくまで費用対効果を中心にできているので、教育的な観点から言えば、目標値に対して、例えば学力がどの程度上がったかという部分については、この評価指標の中に入っていない。そういった意味から、評価指標、また目標等については、これから行われる評価委員会の中で項目を新たに作るなり、不足分については足していきたいと考えている。

**仲村委員** 宮崎委員のおっしゃったことは全くもつともなことだと思う。ただ、今回は教育に関する事務の管理及び執行の状況という、かなり絞られたもので、総合的に教育情勢すべてを評価するものではない気がする。事務の管理及び執行の状況は、私も具体的にはわからないが、要するに全体的な評価の中のごく一部を指しているのだろうと思う。また、少人数学級の効果はどうだったかという評価などは、また別の視点から、別の評価の仕方があるのではないか。今回は全部を網羅するものではないように、私は受け取れる。今、委員の方がおっしゃった費用対効果、そういうことに絞るのも一つの方法だろうと思う。別の観点だろうと、私は今、受け取った。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 点検及び評価の件については、とにかく具体的な規定が特になく、今示されているのは教育委員会が行う事務事業である。教育長が委任されている事務、教育委員会事務局が行っている事務、そのすべてを含むということが根底にあって、極端に言えば、どの項目をどのように点検・評価しても構わないということになるだろうと思うが、鎌倉市としては、できるだけ広い分野で点検及び評価ができるように、今実際に行っている事務事業評価の中で、外部の方々から事務事業評価のご意見をいただこうと今回ご提案をさせていただいたところである。

**熊代教育長** 気をつけなければいけないのは、第三者的な言葉で我々は発言してはいけない。こちらを評価するのではなく、一体で評価されるわけだから、我々が毎月、定例教育委員会を開いて報告を受ける、それに対して我々がこの点はどうなっているか、あれはどうなっているのかという一定の評価をし、次のときに事務がどのように変わったのかを開く。我々の言っていることが浸透したのか、あるいは評価が正しいのかということも評価される。だから、全部が評価されるということである。

これに対して、全国の教育長会議は反対した。学識経験者、外部の一般の保護者の方を入れて組織をつくってくださいと。教育委員会の上につくるわけだから、我々委員の言ったことも含めて評価されるということである。我々の言っていることが正しいのか、正しくないのか、今度は3人の外部者に評価されるわけだから、そういう意味を込めて言って

もらわないと非常に困る。例えば生涯学習部、教育総務部でやっている事業について報告を受けながら、日ごろこういうやりとりもしているわけで、それに対してそれが正しいのかどうか、あるいは効果的なのか、効果的でないのか、上から評価していただくわけだから、その辺を踏まえて協議していかないといけない。だから、あまり幅を広げてしまうと、お互いに評価しきれなくなってしまう。揚げ足を取るだけに終わってしまうので、どこかに焦点を定めてやっていかないといけない。

県下の状況を言うと、県から具体的なものがおおりてきて、それを見てこれからやるところが多いので、まだ全く手をつけていないところもある。鎌倉は手前みそだが、意外と早くこれについて手をつけてくれたと思っている。我々も評価されるのだということを頭の中に置いて、ご意見をいただきたいと思う。

**宮崎委員** 県で既に点検・評価をした実績があるというお話なので、その資料をいただきたい。それらを参考にするのが一つ大切なことである。

私が先ほどから強調している評価の内容の適正さ、厳正さ、それをどう確保するか、これから限られた時間内でスタートするに当たって、知恵を絞っていただきたいと再度お願いしておきたい。先ほども申したが、学校評価委員会は各学校にあるのか。3人有識者の中に保護者とあるが、保護者が代表して意見を言われる前段の作業として、学校評価委員会での意見の集約が必要かと思う。そこを受けて、この代表の方との意見交換とか、そういったことも行った上で、この3者で評価をするとか、そのようなプロセスがよりベターなものとしてイメージできるので、それを是非検討していただけないかと思う。

学校評価委員会は常設のものだが、今度の3人の教育事務評価委員会は、常設といえば常設だが、極めてスポット的な常設の機関である。つまり、内部評価がなされたものに対して、最終的に自分たちがその評価を下すという、いわばスポットの仕事になる。例えば教育事務全体を評価するというシステム、これは先ほど教育長からご指摘があった教育委員会のスタッフ全員、教育委員全員、その仕事ぶり、全体が評価されることになるのだと、私はそれは当然のことだと思うが、そうした仕事を常設の機関として評価、チェックしていく機関が必要なのかどうか。これは、どこまでも言えば切りがない、<sup>おくじょうおく</sup>屋上屋、更<sup>おく</sup>にその<sup>おく</sup>屋ということになるので、そこ<sup>おく</sup>のところ、どこまでそういう機関を置くのかということになって、この議論はエンドレスかもしれないが、せつかく3者の評価委員を置くのであれば、スポット的な役割だけを与えるのではなくて、もう少し違った角度から、常設的な機関として、教育行政全般を日常から評価するという役割を持たせてもいいのではないだろうか。かなりそこは飛躍的な話なので、こう言いながらも私自身もストレートにそれがいいとは思わないが、しかし、屋上屋重ねる議論の中にも、やはりそういうものが必要かもしれない。市民レベルではオンブズマンがあるが、それが有効に各地で効果を上げている。行政の中では、例えば監査委員会があるが、しかし、監査委員会もある意味で費用対効果を見るだけで終わっている。それが与えられた役割なので、それはそれでいいが、それとは少し違った日常的な監査をする機関、あるいは内部から少し離れたところに位置するものとして必要なのではないか。先ほども少し申し上げたが、大分県の事件と合わせて考えると、そういったシステムがあると、幾らかは事前にチェックできると期待できるのではないかと思う。しかし、最後は市民レベルではオンブズマン制度に期待するしかな

いかと思う。

いずれにしる、何点か繰り返し申し上げたが、初めてスタートするシステムだから、細部にわたって、より効果のある網羅的な制度としてスタートさせていただきたいと重ねてお願いしておきたいと思う。

(議案第11号は、原案のとおり可決された。)

#### <日程第3 議案第12号>

平成21年度使用中学校教科用図書の採択について

**藤原委員長** 日程第3 議案第12号「平成21年度使用中学校教科用図書の採択について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**教育指導課長** 5月の教育委員会で「平成21年度使用教科用図書の採択方針について」議決いただいたが、平成21年度に使用する中学校教科用図書は、その採択方針により、平成17年度と同一の教科用図書を継続採択することとなる。

別紙、平成21年度使用の中学校教科用図書については、議案集15頁に記載の「鎌倉市立中学校平成21年度使用教科用図書一覧表」9教科16種目の教科用図書を継続して採択するものとして提案するものである。

質問・意見

**仲村委員** 継続採択の背景を少し説明していただきたい。

**教育指導課長** 教科用図書、教科書については、学校教育法の中で文部科学大臣の検討を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとなっているが、その使用については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令があり、その中に、使用する期間については教科書採択から4年間と規定されている。したがって、中学校については、平成17年度に採択をいただき、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度までは、特別な理由がない限り継続採択が決められているので、それに従って方針にも入れさせていただいた。そして、今日改めて提案させていただくものである。

**仲村委員** 4年間継続するのなら、わざわざ採択しなくてもいいのではないかな。

**教育指導課長** これについては、やはり法律の中で、政令で定める機関、毎年度種目ごとに同一の教科書を採択するものとあるので、やはり委員会に諮り、採択という形を取らせていただきたく、提案させていただいたものである。

(議案第12号は、原案のとおり可決された。)

<日程第4 議案第13号>

平成21年度特別支援学級使用教科用図書の採択について

**藤原委員長** 日程第4 議案第13号「平成21年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**教育指導課長** 5月の定例教育委員会で、「平成21年度使用教科用図書の採択方針」を議決いただきましたが、平成21年度に使用する特別支援学級使用教科用図書は、その採択方針により、特別支援学級設置校長会に調査研究を依頼し、17頁から21頁に記載の別紙「平成21年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」のとおり報告を受けた。

採択していただく教科用図書は、児童・生徒の状況及びこれまで使用してきた学校教育法附則第9条図書使用の実績等を踏まえ調査研究し、提出された「平成21年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」にある教科用図書となる。なお、「平成21年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」にある教科用図書については、弱視学級で使用希望の出ている拡大写本をまとめたものとその他の特別支援学級で使用希望の出されている図書となっている。

平成21年度特別支援学級使用教科用図書は、先ほど採択いただいた「鎌倉市立中学校平成21年度使用教科用図書一覧表」の教科用図書と来月8月定例教育委員会で採択いただく鎌倉市立小学校平成21年度使用教科用図書一覧表」の教科用図書のほかに、児童生徒一人一人に応じて、この一覧にある教科用図書より選択し使用できるよう提案するものである。

質問・意見            な            し

(議案第13号は、原案のとおり可決された。)

<日程第5 議案第14号>

鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

**藤原委員長** 日程第5 議案第14号「鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**青少年課長** この規則改正は、鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、鎌倉市青少年会館の使用方法、使用料減免方法、青少年活動の内容などについて所要の整備を行うため、鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正しようとするものである。

主な改正点を説明する。まず、会館使用に当たって必要な登録について、第2条、第3条、第4条で規定した。次に使用の申請方法について、青少年団体は使用日の2ヶ月前から3日前まで、一般団体は1ヶ月前から3日前まで、個人は1週間前から3日前までに使用申請ができることなどを第5条で規定した。有料化に伴う使用料の納付時期については、使用日の2日前までに納付することを第7条で規定した。使用の取消しについては使用日の2日前までに行うべきことを第8条で規定した。使用料の減免手続きについて、第9条と第10条で規定した。

また、条例の減免規定に定める「青少年活動」の定義について、30歳未満の個人の自己啓発のための活動や、30歳未満の者が構成員の5割以上を占める青少年団体、学校教育法で定められた市内の学校及び保育所、その他青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体の活動であることを第11条で規定した。

使用料の還付については、災害や青少年会館の都合等により使用できなかった場合は10割の還付をすること。使用者の都合による場合は、使用日の2日前までに取消しの届出があった場合は8割の還付をすることを第12条と13条で規定した。

なお、この規則の一部改正は平成20年10月1日から施行する。

質問・意見            な            し

(議案第14号は、原案のとおり可決された。)

<日程第6 議案第15号>

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

**藤原委員長** 日程第6 議案第15号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**青少年課長** この規則改正は、鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、鎌倉市青少年会館の所掌事務の変更について所要の整備を行うため、事務分掌規則を一部改正しようとするものである。

主な改正点を説明する。第8条についてだが、鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正(20年3月)に伴い、条例名称が鎌倉市青少年会館条例に変わったものである。次に第8条2項2号だが、条例一部改正に伴う青少年会館使用料有料化に伴い、「使用料徴収等」の事務を新たに規定したものである。

なお、この規則の一部改正は平成20年10月1日から施行する。

質問・意見            な            し

(議案第15号は、原案のとおり可決された。)

<日程第7 議案第16号>

鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正について

**藤原委員長** 日程第7 議案第16号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正について」を上程する。  
議案の説明をお願いします。

**青少年課長** この規則改正は、鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、鎌倉市青少年会館職員の勤務日の変更について所要の整備を行うため、勤務時間及び休暇等に関する規則を一部改正しようとするものである。

主な改正点を説明する。これまで、休館日であった月曜日が開館日となるため、第3条の2中「青少年会館」の記載を削除し、第3条別表の勤務を要しない日の記載を整備する。

なお、この規則の一部改正は平成20年10月1日から施行する。

質問・意見            な            し

(議案第16号は、原案のとおり可決された。)

<日程第8 議案第17号>

教育財産の取得の申し出について

**藤原委員長** 日程第8 議案第17号「教育財産の取得の申し出について」を上程する。  
議案の説明をお願いします。

**文化財課長** 国指定史跡「永福寺跡」は、「室町時代に衰え廃絶したと思われるが、旧状をよくとどめており、当時の寺の様子を知ることができる源頼朝の建立した寺院として、また文化の伝播を見る上に重要な遺跡である」として、昭和41年6月に国指定史跡に指定されている。史跡指定面積は約8万6,000平方メートルで、県有地、社寺有地を除いて、計画買収予定面積を約7万833平方メートルと定め、現在までに約5万9,57

1平方メートル、84.1%を買収してきた。本年度も史跡の遺構と景観等の保全を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。該当する土地は、39頁の「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市二階堂字三堂196番2と198番3の2筆を予定している。

取得に当たって国・県の補助率は、国庫が8/10、県費は県の財政事情により約0.1/10であり、市費の負担は約1.9/10となる。

質問・意見

**藤原委員長** 今、質問が出たが、取得金額はいくらなのか。

**文化財課長** これから市の総務部管財課に取得依頼をして、その管財課が土地所有者と交渉に当たるので、まだ価格については決定していない。

**仲村委員** 所有者から買ってくれないかという申し出があるのか、それともこちらから売ってくれないかという交渉に行くのか。

**文化財課長** 基本的には、こうした土地の所有については、史跡の指定について、いわゆる土地の収用にかかるような事業ではないので、史跡に指定されたことによって被る土地の使用制限がある。そういう意味では、土地所有者から取得の申し出を受けて取得をするのだが、今回の対象土地については、永福寺の整備事業区域になっているので、市からも積極的にこちらの用地取得について所有者に働きかけている。

**宮崎委員** 国指定の面積が約8万6,000平方メートル、これに対して7万833平方メートルを取得する予定であるという説明だったと思うが、残りはどうなるのか。

**文化財課長** 残りの約1万5,167平方メートルは、いわゆる県有地、公有地で、あとは社寺所有地、鎌倉宮などが所有する山林等があるので、それらは買収予定面積の中には入れてない。

**宮崎委員** 既に取得した5万9,571平方メートルは鎌倉市有地なのか。

**文化財課長** 鎌倉市有地である。

**宮崎委員** それは、ここに網をかけていないが、国指定史跡永福寺跡が、ちょうど地図の真ん中くらいにある。概ねここを中心とした8万6,000平方メートルであり、その中で取得した5万9,571平方メートルを市有地にしたということか。

**文化財課長** そのとおりである。永福寺跡の範囲はこの地図には示していないが、例えば、この永福寺跡と記されている地図上の方に、264番地に望月玄一さんのお宅がある。その隣が256番地で、一昨年、この民有地を買収している。この土地も史跡指定地内で、

したがって望月さんや志水さんといったお宅が建っているあたりも史跡指定地内である。

**宮崎委員** 市有地にするということは、民有地のままであると、国指定史跡の価値を承継することがいろいろな意味できなくなる。そのために市が管理する。そのために取得するといった考え方でよろしいか。

**文化財課長** その点もあり、史跡の指定された土地については、地権が制限されるとともに、行政が保存管理する上でも取得をする必要がある。今回の永福寺跡については、整備をして史跡公園にしていく予定であり、きょう午後、現地に出向いてご説明をさせていただく予定になっているが、先ほど申し上げた一昨年買収した家が建っていた土地についても将来的に整備する予定の区域なので、用地買収の必要性が通常よりも高いということである。

**宮崎委員** 趣旨はよくわかるが、市有地にするにはお金がいる話だから大変だと思う。これまでも、鎌倉市内には国指定の史跡をたくさん抱えているわけだが、例えば社寺の所有地は、指定するだけで市有地にはしないという措置にしている。むしろ、そちらの方がたくさんあるのだろうか。こういう何々跡みたいところで、市有地にしたところは永福寺跡の他にもたくさんあるのか。

**文化財課長** 例えば、役所前の道を左方向に向かうと、北条氏常盤亭跡があり、そちらも山林に続いてかなり民有地があり、これについての取得もこれまで重ねてきている。

**宮崎委員** お金の心配があるので今の質問をしているのだが、国指定の史跡の永福寺跡、それから今ご指摘の北条氏常盤亭跡、何カ所くらい市有地にしているところがあるのか。それぞれの面積がどのくらいか、資料があるだろうからご提示をお願いしたい。合わせて、そのときの取得のお金はいくらだったのかもお知らせいただきたい。

それから、永福寺跡はこれまで85%くらいの取得実績だそうだが、累積費用はどれくらいか。

**文化財課長** 取得に当たって国・県からの補助もあり、国から約8割、県は、約0.1/10である。基本的には、市の取得費は1割程度の負担で済むケースが多い。史跡指定地の公有化に当たって、買収費は約74億円を用意している。そのうち市が負担した額は約1/10であり、7億4,000万円ほどかと思う。

先ほど宮崎委員のおっしゃった各史跡の指定面積とか、あるいはどの史跡について市が公有地化を図ったかについては、こちらに資料があるので、改めて午後の現地視察の前にもお渡ししたいと思う。

**宮崎委員** 永福寺跡の買収済みのところが総計で74億円、市負担がこのうち約1割ということで、7億4,000万円というご説明なのか。



**文化財課長** 先ほど74億4,000万円と申し上げたのは、鎌倉市全域にわたっての史跡の買収額で、永福寺跡だけに限ってみると、総事業費が15億2,000万円、この1割が市費となろうかと思う。

(議案第17号は、原案のとおり可決された。)

**藤原委員長** 本日の日程は、すべて終了した。7月定例会を閉会する。